

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

令和6年9月1日時点

自治体名
琴浦町

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	町営住宅への入居	②写しを提出	建設住宅課 (0858-55-7805)	町営住宅にパートナーと入居申請が可能。
2	住民票の写しの請求	③不要	町民生活課 (0858-52-1703)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは、委任状を省略できる。
3	埋葬・火葬の許可申請	③不要	町民生活課 (0858-52-1703)	パートナーが埋火葬の許可申請をすることができる。
4	住民票の続柄を「縁故者」とすることができる	①受理証明書 (携帯カードを含む。)を 提示	町民生活課 (0858-52-1703)	同世帯かつどちらか一方が世帯主である場合のみ可能。
5	暮らそうコトウラ！新築奨励金	②写しを提出	企画政策課 (0858-52-1708)	同一世帯かつ、いずれかが35歳以下である場合に申請が可能。
6	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免	②写しを提出	税務課 (0858-52-1702)	身体障がい者などの方と生計同一者等の場合は申請可能。
7	国民健康保険制度に関する手続き	①受理証明書 (携帯カードを含む。)を 提示	すこやか健康課 (0858-52-1707)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは、委任状を省略できる。
8	後期高齢者医療制度に関する手続き	①受理証明書 (携帯カードを含む。)を 提示	すこやか健康課 (0858-52-1707)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは、委任状を省略できる。
9	介護保険制度に関する手続き	①受理証明書 (携帯カードを含む。)を 提示	すこやか健康課 (0858-52-1716)	家族による代理手続きと同様にパートナーからも申請ができる。 ただし、相続に関するものを除く。
10	農業研修宿泊施設への入居	②写しを提出	農林水産課 (0858-55-7802)	パートナーと入居申請ができる。
11	農地台帳の閲覧・帳票の交付	②写しを提出	農業委員会 (0858-55-7809)	農業経営が同一である場合は、パートナーからの農地台帳の閲覧 又は農地台帳の交付申請が可能。住民票同一世帯の場合は委任 状を省略できる。
12	耕作証明書等農地にかかる各種証明書の申請	②写しを提出	農業委員会 (0858-55-7809)	農業経営が同一である場合は、パートナーからの耕作証明書等の 申請が可能。住民票同一世帯の場合は委任状を省略できる。